

第 4 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録
(第 3 号)

1 昭和63年12月16日(金曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 26名

1番 脇田 安保	2番 永井 龍平
3番 田沢 勝信	4番 庄司二三男
5番 岩村 勝弘	6番 山崎 雅己
7番 生稻 隆	8番 鈴木 勝美
9番 山口 康雄	10番 鈴木 忠夫
11番 神田 守隆	12番 榎本 春光
13番 山中金治郎	14番 小宮 利夫
15番 横溝 功	16番 石井 昌治
17番 石井 謀	18番 日下 君敏
19番 川名 正二	20番 福原 勤
21番 辻田 実	23番 流山源次郎
25番 渡辺 昭夫	26番 近藤 好雄
27番 林 豊	28番 飯田 義男

1 欠席議員 1名

22番 黒川 平治

1 出席説明員

市長 半澤 良一	助 役 小倉 澄男
収入役 渡辺 弘	市長公室長 錦織 茂
総務部長 渡辺 秀夫	民生部長 小幡 清之
経済部長 安西 良一	水道課長 鈴木 信一
教育委員会 委員長 杉村 芳枝	教育委員会 委員長 福原 修

1 出席事務局職員

事務局長 川上 義雄	事務局長補佐 兵藤 恭一
書記 鈴木 哲	書記 鈴木 修一
書記 加藤 浩一	

1 議事日程(第3号)

昭和63年12月16日午前10時開議

〔議案第43号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例

日程第 1	}	議案第 4 4 号	の制定について
		議案第 4 5 号	字の区域及び名称の変更について
		議案第 4 6 号	館山市神余農道、大井農道及び竹原農道災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
日程第 2	}	議案第 4 7 号	館山市宝貝及び二子治山事業分担金徴収条例の制定について
		議案第 4 8 号	昭和 6 3 年度館山市一般会計補正予算 (第 3 号)
		議案第 4 9 号	昭和 6 3 年度館山市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 3	}	議案第 4 9 号	昭和 6 3 年度館山市ユースホテル特別会計補正予算 (第 1 号)
		請願第 1 4 号	旧軍人軍属恩給欠格者救済に関する請願書
		請願第 1 5 号	公立学校事務職員・栄養職員の給与の国庫負担削減に反対する請願書
		請願第 1 6 号	米の市場開放阻止に関する請願書

開 議 午前 1 0 時 0 4 分

○議長 (飯田義男君) 本日の出席議員数 2 6 名、これより第 4 回市議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

議長の報告

○議長 (飯田義男君) この際、申し上げます。

議案説明資料中、一部誤りがあり、訂正されたいとの申し出がありました。お手元に配付の正誤表により御了承願います。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長 (飯田義男君) 日程第 1、議案第 4 3 号乃至議案第 4 6 号の各議案を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（飯田義男君） これより質疑を行います。

通告がありますので発言を許します。

21番議員辻田 実君。御登壇願います。

（21番議員辻田 実君登壇）

○21番（辻田 実君） 通告いたしました議案第45号並びに46号につきまして御質問を申し上げたいと思います。

最初に、議案第45号館山市神余農道、大井農道及び竹原農道災害復旧事業分担金徴収条例の制定について御質問申し上げます。

まず、第1点といたしまして、地方自治法の第224条の規定には、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる」と明示されております。しかし、災害による復旧は一般的にみて利益といえないと思います。また、利益とみる方は非常に少ないと思うのでございます。したがって、224条の規定を適用いたしまして負担金を徴収するということは、自治法の本質、解釈からいって非常に無理があるのではないかというふうに思うわけでございまして、この点についてまず見解を明らかにしていただきたいと思うのでございます。

第2番目は、この条例案の適用を受ける農家は25世帯になっておると思います。この数字に間違いがないか、まずお伺いをいたします。

続いて、この25戸の農家をどのようにして選定し、また徴収をお願いするようにしたのか、その経過、選定方法について御説明をいただきたいと思っております。

3番目に、この条例の適用を受ける農家の方々29世帯になると思うわけでございますけれども、これらの人についてはあらかじめ事前の了解なり話し合い、そういうものがなされておるのかおらないのか、この3点についてお伺いをする次第でございまして。

続きまして、議案第46号館山市宝貝及び二子治山事業分担金徴収条例の制定について御質問をいたします。

まず、第1点として、宝貝と二子の山林崩壊の状況とその災害の復旧

はどのような形になっておるのか、わかりやすく教えていただきたいと思ひます。

2番目に、山林の所有者は2世帯ということになっておると思ひますけれども、これに間違ひはないか。

そして、山腹工事請負費といたしまして1110万円の補正予算が組まれているわけでございまして、これは補正予算の中でもって審議があると思ひますけれども、この復旧工事費をもつて2件の山腹工事はほぼ完全に修復できるものか、どういう形の修復がなされるのか、そして、この修復以外になお所有者はそれ相応の工事、また応急的な処置をとる必要は残されておるのかどうなのか、この点についてお伺ひしたいわけでございます。

さらに、3番目といたしまして、この山腹工事を行うところの事業、これは個人の山林ですから、したがひましてその復旧に対する——これは補正予算とからむかもわかりませんが、要するにこの分担金を取るわけでございまして、補助金が相当出ますけれども、この工事の施行は市が直営でやるのか、それとも補助金を交付して個人の山林所有者でございますから、個人の山林所有者が請け負つて仕事をするのか、この請負者がだれになるのか教えていただきたい。

そして、請負契約になると思ひますから、当然残金が出てくる、また超過が出てくるといった場合に、個人の山林の修復ですから、そういう場合の処置。それとの関係で、分担金条例というものの中で徴収される額は変動してくるのか、変動してこないのか、そこら辺についてひとつ教えていただきたい、以上でございます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 辻田議員の御質問にお答えをいたします。

議案第45号及び議案第46号の分担金についての御質問でございます。農業関係の災害復旧事業費について、なぜ分担金を取るのか、その法的根拠はというような御質問でございましたけれども、農業用道路及び治山事業につきましても、御指摘のように地方自治法第224条の規定に基づき利益のある事件に関し必要な費用に充てるため特に利益を受ける者から分担金を願ひするということになっておりまして、従来

の例に従いまして分担金を徴収しようというものでございます。

また、治山事業につきましても、保安林の保全を図るための事業でございまして、その所有者に応分の負担を求めるものでございます。

次に、受益の範囲はどのように定めたのか、また、受益者の了解を求めたのかという御質問でございましたが、当該農業用道路の通常維持管理、または耕作の目的に利用している者を関係地権者といたしまして、地元農家組合との協議を得た上で、受益者に事業の了解を求めたものでございます。

なお、詳細につきましても、経済部長から御答弁申し上げます。

○経済部長（安西良一君） 宝贝及び二子の治山事業でございしますが、その修復の内容ということでございますけれども、これにつきましては宝贝の方が土どめ工事、これはコンクリート及びコンクリートブロック積みでございます。延長は20 m、高さ3 m、家屋付近は15 mの2.5 mということで、防護柵を設けるように計画してございます。

なお、このためにのりきり、あるいは切り取ったあとの山側の方に、斜面に対しまして芝張り、それから一部植栽工事が予定されております。

それから、二子の工事の関係でございしますが、吹きつけ工事——これはのりきりをいたしまして、その斜面にモルタルで吹きつけ工事が予定されております。約700立米の予定でございします。これは妙長寺というところでございします。

それから、工事の関係でございしますが、その後、個人が実施するものがあるかどうかということでございしますけれども、それを実施いたしますと、個人で実施する部分というのはほとんどないということでございします。

それから、工事の事業主体でございしますが、これは県の方からの補助金と個人からの分担金、それに市費を加えまして、市が実施するというように予定されております。

以上でございします。

○21番（辻田実君） 事業内容とか、その資金の面については、補正予算等でありまして、またこれらの議題は委員会に付託されますから、細かい点については省略いたしますけれども……。

まず、第1点の、災害復旧に対して、そして破損された農道が元に復する、それによって利益は地元の人にはないと思います、どう見ても。だから、224条の適用というのは無理じゃないですか。利益というのは、今までずっと継続してその道路があった、これをよくすることによって便利になるとか、さらには道路の道幅が広がって、非常に利用しやすくなったという新しいものが出てきた場合に、これをもって利益ではありませんか。今回の場合には、農道が雨によって壊れてしまったわけです。欠損したからそれを元に戻すということですから、戻すということは利益という言葉じゃないと思うんです。

災害復旧というのは、そういう面でもって予算的にも別枠です。今回の場合には、災害復旧で現状に回復するというものに対して224条の適用というのは、あまりにも法の拡大解釈であり、分担金を、災害者から原状に復するものを徴収するというのを、法令にあてはめるというのは私はちょっと問題があるんじゃないかというふうに思うんで、この適用は私は——どう答えられるか。

さらに、この問題は委員会の中でもって慎重審議していかないと、今後これは前例になって、災害でも何でも事業をやるものについては分担金を取る、それで224条の適用だという前例を残すと非常に問題がある。災害復旧については、私はそれはあるべきじゃないんじゃないかというふうに思うんですけれども、大まかな枠で結構でございますから、この答弁で、さらに委員会の中でこの点については詰めてもらいたいと思うんですが、その点について、今の範囲内で解釈をいただきたい。

同時に、2番目に、農道の欠損箇所、市の全員協議会に配られた資料でまいりますと、農道欠損箇所が21カ所、それから農道の埋没が20カ所、計41カ所が報告されているわけです。農道だけについてです。全体的には221カ所の災害が出ておりますけれども、こと農道については41カ所あるわけでございます、そのうち災害復旧を受けたのは、国の補助の復旧申請をしたのは5カ所、うち山林が2カ所ということでございますから、山林の2カ所というのは、山林崩壊は2カ所ですから全部報告の中で適用になっておりますけれども、ここで差し引き28カ所の崩壊地域があるわけです。那古、船形等あるわけでございます。こ

こら辺については、国の申請をしなかった、しなかったのは、するほどでもなかったということでございますから、これはいいといたしまして、この地域におきますところの災害復旧には市から原材料を交付したところが107カ所ということで未交付地域が39カ所となっているわけでございますけれども、この地域の災害によってこうむった被害の修復は地元だけでやるのか、それとも市の方の一般の農林予算、その他でもってやるのか、この区分がどうなっておるのか。

この質問の趣旨は、適用を受けたところについては分担金を取ってやる、適用を受けないところについては全くやらないということなのか。材料だけ送って、あとは地域の人たちが自主的に回復する、農家組合等でもってやる、こういうふうになるのか。その段階に、同じ災害の中でもそういう不平等というんですか、ばらつきが出たのではいけないんじゃないか。災害ですから、通常の場合じゃないんですから。災害復旧というのは平等に同じような負担でやっていくというのが原則だというふうに思うわけでございますけれども、この点についてはどういうふうになっているのか。9カ所以外、28カ所の災害復旧の手当ての方法、原状復帰の方法等、それに対する分担割合、地元の人の労力なり金なりの提出割合というものはどういうものなのか、これを明確にしてもらいたい。

3番目には、市道の災害復旧費につきましては、9カ所あるわけでございます。道路につきましては、大体9カ所ぐらいであるわけでございますけれども、この工事請負につきましては全体的には8764万円という膨大な一般道路復旧費というものが組まれまして、そしてこの復旧については補助金の残額2935万というものが想定されるわけですが、これは起債と市の一般会計で埋めるわけです。一般の市道については、災害復旧についてはその地域の負担金はないわけです。農道に負担金があって市道に負担金がないという根拠はどこにあるのか。この利益とデメリットは具体的にはどういうことなのか、これをお伺いしたいと思う。

特に、最近、市民の中から、市街地の方はよくやるけれども、農村部は何もやってくれないという声があります。私は、そのような市政をや

っているとは思わないけれども、そういう声は非常に多く聞かれるわけ
でございまして、そういう意味からもやはり農道と市道のこういう区別
をしたのはどういうところにどういう根拠があってなされたかというこ
とは、やはり明確にしてもらわないと、私ども議員といたしましても非
常に困るわけでございまして、市当局もそういう点でもって困ると思
うんで、そこら辺の点についてひとつわかりやすく教えていただきたい。

以上、3点について再質問いたしますので、よろしく願いいたしま
す。

◎経済部長（安西良一君） いわゆる分担金の法令を——224条で
ございしますが、農道関係あるいは山林の災害復旧関係に適用するとい
うことは行き過ぎじゃないかというようなお話でございしますが、分担金の法
令の解釈等を見ますと、例えば一定地域に対する防疫、防風、防火、防
水もしくは防潮などのためであっても適用になるというようなことで解
釈がなされております。また、過去におきましてもこのようなことで2
24条の分担金の適用を受けて、市においては実施しておるというのが
実態でございします。

それから、適用外のところの修復はどのようにやっているかというこ
とでございしますが、災害に適用にならない小規模な災害といいましょ
うか、それにつきましては資材交付をいたしまして、地域の方々の労力提
供をお願いし、関係者で修復をしていただいておりますというようなこと
でございします。

それから、農道と一般市道といいましょうか、農道にはいろいろ地元
負担だとか、そういうのが課せられているのに、市道の方は全く負担が
ない状態で復旧がなされているのではないか、この辺の違いはどうかと
いうことでございしますが、市長の方からも御答弁があったと思いますが、
農道災害復旧事業につきましては、市道とは全く異なりまして、いわゆ
る認定外道路という形になっておるわけでございします。したがって、
農業用の道路機能を回復するためには特定の受益者の応分の負担を求め
ておるといのが実態でございします。そのようなことで処置しておりま
す。

以上でございします。

○21番(辻田 実君) この点については、災害の復旧が受益なのかどうかという問題、簡単には解釈できないと思うし、ここでやるのにはちょっと不相当だと思いますので、その点については検討していただきまして、委員会もあることですから、関係委員会の中でじっくり討議をしてもらいましてやっていただきたい、このように思いますので……。

私は、いろんな聞きたいことがありますけれども、それは委員会付託があるようでございますので、一応ここで打ち切りますけれども、今、出されました意見、答弁の方もそれらに対する準備というものが内部的に十分されておらないようでございますから、部長の答弁もちょっと苦しそうで非常に申しわけなかったんですけれども、そこらはひとつ内部討議をいたしまして、要するに受益者の問題、224条の適用の問題、それに対する徴収する範囲、農家組合でいいのか、市街地の場合、今、農道といってもいろんな人が通るわけですから、市街地はいろんな人が通るからその地域はいい、農家の方はたまたま農家組合等もつくって一生懸命やっているから、前例に従って取る、これじゃ理由にならない。この場合、災害復旧という非常事態の性質だけに、これは取るべきじゃないんじゃないかという見解があるものですから、そういうことになれば農道は一般の人は通っちゃいけませんよと言えることになっちゃいますといろいろ困る点も多く出てくるわけで、そんなことはないと思うけれども、そういうことになりかねないということでございますので、そこら辺については十分内部的な検討をいただきまして、委員会等をもって、関係委員会の方は大変かと思っておりますけれども、詰めていただきたい。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長(飯田義男君) 以上で、21番議員辻田 実君の質疑を終わります。

以上で、通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（飯田義男君） ただいま議題となっております議案第43号乃至議案第46号の各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案の上程

○議長（飯田義男君） 日程第2、議案第47号乃至議案第49号の各議案を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（飯田義男君） これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

11番議員神田守隆君。御登壇願います。

（11番議員神田守隆君登壇）

○11番（神田守隆君） 議案第47号一般会計補正予算について御質問いたします。

私の質問は、議案書に沿って行ってまいりたいと思います。

21頁をお開きください。観光費中、汐入川河川滅菌装置設置工事請負費740万円についてお尋ねをいたします。

説明資料によりますと、「汐入川に滅菌装置を新設し河川滅菌の強化を図る」とあるわけではありますが、この新設とされた理由について御説明をいただきたいと思います。

次に、河川滅菌はどのような効果があるというふうに考えておられるのか御説明ください。

さらに、塩素などによる殺菌を長期にわたり、かつ大量に行った場合、河川に生息する生物、微生物等の生態系など、環境への悪影響の心配はないのかどうか、この辺についてどう考えているのか御説明いただきたいと思います。

さらに、またこうした河川滅菌というやり方については、基本的にはあまりよい方法とは思わないわけではありますが、こうした河川滅菌を年じゅうやっている、こういうような事例はあるのかないのか。こうした事例についての調査がありましたら御説明をいただきたいと思います。

次に、同じく21号であります。観光費の中の、すぐ下にあります千葉コンベンション推進協議会負担金50万円についてお尋ねをいたします。この千葉コンベンション推進協議会とはどのような協議会でございますか。その活動内容などについて御説明をいただきたいと思っております。

また、50万円の予算でございますが、この算出根拠はどのようなものなのか御説明をいただきたいと思っております。

次に、その下にありますリゾート重点整備地区整備推進連絡協議会負担金39万1000円についてお尋ねをいたします。リゾート重点整備地区整備推進連絡協議会ということで、推進を銘打っておるわけですが、整備内容について反対、保留の意見も住民の中では相当あるように考えられます。こうした中で、あえて推進をうたった協議会のこの設置目的について御説明をいただきたいと思っております。

次に、この協議会の事業内容はどのようなものなのか。さらに、またこの協議会は、どのような構成になっているのか。この39万1000円の負担の割合について御説明をいただきたいと思っております。

次に、23号、公園費の中で館山運動公園整備事業負担金1億5980万円と多額の減額補正でございますが、説明資料によりますと、体育館建設の一部が来年度に繰り越されたためだとされているわけですが、この工事繰り延べの理由は何なのか。また、こうしたことの結果、市民がこの施設を利用する、その供用開始がその分遅れることになるのではないかという危惧があるわけですが、この点についてはどうなるのか御説明をいただきたいと思っております。

以下、御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 御質問にお答えをいたします。

第1点、汐入川河川減菌装置設置工事に関する御質問でございます。

まず、設置の理由は何かという御質問でございますが、北条海岸の海水浴場のふん便性大腸菌群対策として、昭和45年に河川減菌装置を汐入川に設置したところでございますが、施設が老朽化したため、新たに設置しようとするものでございます。

次に、河川減菌は効果があるかという御質問でございますが、既存の

減菌装置稼働時においてふん便性大腸菌調査の結果、海への流入口ではかなりの効果があったところでございます。

次に、環境への悪影響の心配はないかという御質問でございますが、既存の装置により昭和45年より河川減菌を実施しており、今まで特に問題はございませんでしたが、今後とも自然との調和を図りながら、環境への悪影響が起きないように追跡調査等を行いながら実施してまいりたいと考えております。

次に、河川減菌を年じゅう実施している事例はあるかという御質問でございますが、調査した範囲内ではございません。

次に、千葉コンベンション推進協議会負担金についての御質問でございますが、この千葉コンベンション推進協議会は、コンベンションの振興を図ることにより、県内の各地域の都市機能の充実、国際化の進展、経済の活性化に寄与することを目的とするものでございます。

業務内容につきましては、財団法人千葉コンベンションビューロー——これは仮称でございますが、この設立準備、コンベンションの誘致、調査及び企画、情報の収集と提供、県内観光レクリエーション施設の活用に関する事業を行うものでございます。

なお、協議会の会員は、県、市町村、各種団体、民間企業、私立大学等でございます。

負担金の割り当て根拠は何かという御質問でございますが、県内各地域の経済的波及効果を考慮し、宿泊・レジャー施設、観光・リゾート地域等の要素により決められたものでございます。

次に、リゾート重点整備地区整備推進連絡協議会負担金についての御質問でございます。

まず、第1点、協議会の設置目的につきましては、重点整備地区における関係市町村、事業者等の緊密な連携により、特定施設の整備及びその運営等について、地域全体としての一体性を図り、リゾート地としての整備を計画的かつ円滑に推進しようとするものでございます。

次に、協議会の事業内容についてでございますが、リゾート地域の整備推進のための調査、研究、会員相互の連絡調整、企業の事業参加の促進、既存観光業者との連携、地元特産物の利用等の促進方について検討

する予定でございます。

また、今後、県で策定される房総リゾート地域整備基本計画に基づき重点整備地区整備実施計画の策定につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、協議会の構成の御質問でございますが、関係市町村及び関係事業者並びに地域における推進団体、関係産業者団体等を予定いたしております。

次に、負担割合についてでございますが、各協議会ごとに県からの負担金90万円、会員の負担金として45万円を予定しております。その45万円のうち、事業者の負担金として15万円をお願いし、30万円について市町村が負担しようとするものでございます。

本市におきましては、2つの協議会の設置を予定しており、1つが仮称館山サンシャインリゾート推進連絡協議会、もう1つが仮称南房フラワーパークリゾート推進連絡協議会でございます。前者につきましては、関係市町村が館山市のみでございますので、30万円の負担となりますが、後者につきましては関係市町村が市をはじめ白浜町、千倉町、丸山町の1市3町でございますので、市負担分としては事業の費用及び面積等を勘案して9万1000円と積算し、あわせて39万1000円の補正をお願いするものでございます。

次に、館山運動公園整備事業負担金についての御質問でございます。

まず、繰り延べの理由につきましては、体育館の建設工事の着工が、実施設計に時間を要したことと、工事契約承認の関係で県議会後の12月になったことから、63年度当初予算計上の工事量の消化が困難となったため、63年度、64年度の予算配分が見直された結果によるものでございまして、実施設計につきましては地元からの要望も含め、より充実した施設整備をとということから時間をかけたと伺っております。

また、供用開始は、当初計画どおり、65年度初めということで変わりはないということでございます。

以上、答弁を終わります。

○11番（神田守隆君） 汐入川の河川滅菌装置、昭和45年の設備が老朽化して、新しいものに取りかえるということで、新設ということで

ありますけれども、いわば取りかえだということで、このことは理解するんですけれども、この滅菌装置の利用が今後強化するというような趣旨の内容で説明書にあるわけで、これまでのこの滅菌装置の利用については効果があったんだというようなことがあるわけですが、しかし、これまでの保健所の調査方法についても、今まで大腸菌数ということでやられていたものが、最近ではふん便性大腸菌ということで、調査の方法も変わったということがあって、大腸菌全体を死滅させるようないわば十把一からげに殺菌をするという方法については、従来どおりのやり方でいいのかという疑念を持っているわけです。

保健所の方もふん便性というようなことに着目をしたやり方によってきておりますし、そういう点から従来どおりのやり方がはたして効果があるのかなという点を疑念を持って感じているわけで、場合によってはそのことが大腸菌全体を死滅させるということは、当然いろんな微生物との関係も出てくるでしょうし、そこの生態系全体への影響も当然危惧しなきゃいけないということでもありますから、これまでの実績を踏まえた上で、強化をするんだということについては今少しよく考えた方がいいんじゃないか。今まで他の地域でも、こうした事例はあまりそちらで調査した限りでもないということでもありますから、このやり方について自然環境との関係で慎重なやり方をする必要があるんじゃないか、この辺についてどういうふう to 実施の方法、どのくらい強化するのか、年がら年じゅうまきますよと、量についても今までの倍にしますよとか、3倍にしますよとか、あるいは今までと同じ量でやるとか、この辺のやり方をどういうふう to 考えているのか、いま少し御説明をいただきたいと思います。

それから、次に、コンベンション協議会の負担金の関係であります、県が音頭をとって進めている、いわゆる幕張メッセの関連事業だというふうに理解をいたしますけれども、経済波及効果に応じてそれぞれ負担金を出したんだ——館山が50万円というのは、どうして50万円なのかなというのは、それではよくわからないんですけれども、鴨川が100万という話を聞いてますし、いろいろ経済波及効果というのをどうやってみるのかというのは大変難しい議論が必要だというふうに考えるわ

けですが、今後、財団法人コンベンションビューローという形で設立していくんだ、今は準備会ということでこの推進協議会が位置づけられているんだ、その負担金は50万円ということですがけれども、いよいよコンベンションビューローが設立するんだよということになった場合には、当然かなりの負担も考えなきゃならぬじゃないか、そういう点では50万円にとどまらない問題だろうと思いますので、こうした規模——どのくらいの具体的な規模を市では今後考えていくのか、その辺のお考えはどうなのかという点でお聞かせいただきたいと思います。

次に、リゾート重点整備地区整備推進連絡協議会負担金に関連して、地域との一体性を図って重点整備地区の話を進めていくんだということで、構成についても市や事業者や地域の方、あるいは産業団体の方、こういうことであります。しかしながら、この市が発表しました構想については、私も昨日、ゴルフ場の問題、大変大きな問題ですよ、これに対しては考え直すべきじゃないかという提言もしたわけです。そういう点では非常に設置の中で推進をうたったということになりますから、住民の方で反対だ、保留だということを含めましてそう簡単に足を入れられないぞと思うのは当然だろうと思うんです。

この辺については、何で、推進という前提のもとにこういう協議会——というのは、若干の手直しはあるかもしれないけれども、ゴルフ場の問題についてはきっぱりとだめですよ、こういう態度で進むということではなかなか足を踏み入れられないんじゃないかというふうに思うんです、この会の性格について。そういう点でどういうふうに考えられるのかお聞かせをいただきたいと思うんです。

さらに、これに関連いたしまして、昨日も論議をしましたゴルフ場の問題について、十分論議ができなかった点もございましたんで、関連事項ということで少しお尋ねをしたいと思うんです。

それは、市が発表したリゾート基本構想との整合性という点で、どうも納得できないんです。昨日の経済部長の話では、ゴルフ場については館山にふさわしいリゾート施設だというお考えだ、こういう御発言がありました。これは海洋性リゾートタウン構想の中でどこをどう読めばそういう解釈が出てくるのか、そういう話は全くこの中で出てこないんで

す。ですから、基本構想とは違う考えなんだ、発展した、あれは古くさいんだということでお考えならばそういうことで御説明していただいて結構です。いや、あの基本構想と整合性はあるんだ、基本構想の中でそのゴルフ場、こういう位置づけの中に出されているんだというお考えならば、その辺についての説明をわかりやすくしてもらいたいんです。これは部長さんにお答えをお願いしたいと思うんです。

それから、市長さんは、この基本構想については、マリンスポーツなどを柱にそのほかのスポーツということで、その中にたまたまゴルフ場があったんだ、私どもからすると言いわけにしか聞えないんですけれども、御都合主義の言いわけだというふうに言わなければならないんです。地区整備の基本として、構想の中では、西岬はマリンスポーツを主体とした開発を促進する、富崎については漁業振興と相まった海洋レクリエーション地域として整備を図るとなっているんです。ここからゴルフ場開発というものを引っ張り出すというのはかなりの無理があるろうということだけはだれもが認めるところだと思うんです。

そして、この構想を読みますと、構想の中の考え方としては、それぞれ個々のリゾートがそれぞれその地区にふさわしいレクリエーションを提供することによって、館山の地域全体として多様なレクリエーションが楽しめるようにするということを述べているんです。この構想の中ではどこでも同じようなスポーツじゃまずい、あそこではゴルフ、ここではマリンスポーツ、ここでは何だということ、館山の地域全体としてはいろんな多様なスポーツができるんだ、すでに館山には2カ所のゴルフ場もあるんで、これもその中で位置づけていきましょうというのが、あの基本構想です。だとすれば、新たにみんな同じようにゴルフ場を3つもつくるというのは、あの構想の基本的な考え方からすれば、非常にこれを踏みはずしたものだというふうに言わざるを得ないわけです。

こういう点から見れば、市長さんはあくまでもあの基本構想に整合性があるんだというような趣旨の御発言だったと思うんですが、私はこういう点を踏まえると基本構想の考え方を否定しているというふうに考えざるを得ない。そういう点では、市長さんの言いわけは言いわけにもなっていない。明らかに基本構想と違う考えでこの3つのゴルフ場計画は

出てきたんではないか、この辺について市長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、昨日の質問の中で十分御答弁いただけなかった問題点として、鳥獣保護区の指定の問題がございます。この問題は自然保護の問題をどう考えるのかということにかかわる重大な問題だという点でお考えをいただきたいと思うんです。

現在、館山には2つのゴルフ場があるわけでありましてけれども、このゴルフ場の開発というものでは、過去の歴史を振り返ってみますと、大変、館山の歴史にとっても重要な問題点があったんだと思います。

1つは、グランドホテルの工事の際に、坂井翁作古墳が破壊されているわけですね。この安房の古代史がどういうものであったかという点を解明する上で大変貴重な古墳であったというふうに考えられるわけです。ここからは環頭大刀という剣が出土して、しかし、古墳は壊されて剣が出てきましたよ、残念ながら學術調査はできませんでした、こういうことだけが残っているわけです。どのような古墳がどういう規模で、どの地域にどうあったのか、それが安房の歴史を知る上で非常に重要だったんではないかと、今にして思えば大変残念な結果になったわけです。

また、房州カントリーが開発されましたけれども、この房州カントリーの開発地域を主な水源にしております佐野川には、天然記念物のオオウナギが生息している。このオオウナギは熱帯性の大変珍しい魚で、和歌山県の白浜で絶滅が伝えられて、いま、本州では81年に生存が確認されたとしている、この館山の佐野川が唯一の生息地になっているわけです。しかしながら、最近、このオオウナギの生息が聞かれなくなっている。あるいは絶滅したかもしれない。この本州の中でただ1カ所だといわれている、非常に熱帯性の動物ということで、この安房の地域の自然、これがどういうような自然なのかということでは、非常に黒潮の影響を受ける自然環境だということがいわれて、これが安房の地の、非常に大きな地域の特殊性を語る生物、こういうものの絶滅が危惧されている。

過去の、こうしたゴルフ場開発というものが、この地域のいわば非常に重要な資源を失わしめてきたという、こういう歴史を見ないわけにい

かないわけです。ゴルフ場開発は、こうした館山の貴重な財産をつぶしてきたというようなことを考えなければならないのではないか。市長さんは、9月20日の毎日新聞の中で、市長さんのプロフィールということで紹介されました。私も大変興味深く読みましたけれども、あの中で、文化福祉都市館山ということで、小さくても宝石のように輝くまちにということ言ってるわけです。大変立派なきれいごとだと思ふんです。やっていることは、館山の輝きに磨きをかけるどころか、これに俗悪なメッキを塗りつぶすようなことをやってるのではないかというふうに思わざるを得ないんです。

今度の計画の中で、野鳥の森などの鳥獣保護区にゴルフ場をつくるんだということ言っておるわけでありましてけれども、館山の貴重な自然をつぶすためにわざわざゴルフ場をつくるような計画というのは大変問題がある。鳥獣特別保護区、これを保護するというは、市長さんがかねがね言うように、宝石のように輝く館山の財産をどう考えるのかという問題だろうと思ふんです。この点についてはきちんとしたお考えをお聞かせいただきたいと思ふんです。

以上、再質問いたしましたけれども、御答弁をお願いいたします。

○経済部長(安西良一君) まず、第1点の、河川滅菌装置を設置した場合の、方法はどのような方法でやるのかというような御質問でございましたけれども、現在、計画いたしておりますのが、潮の干満に合わせて、自動装置によりまして次亜塩素酸ナトリウムの点滴を適量河川に注入していくというような方法で考えております。

注入量等につきましては、生物に影響のないようにということで、海への流入地点で残留塩素の濃度がコンマ1PPM程度になるように注入していこうというような計画でおります。

それから、出捐金といいましょうか、将来、予想されるコンベンションビュローに対します出資等が相当多額になるんじゃないかというようなお話でございますが、これらにつきましては現段階ではどのくらいのなるかというようなことが明確になっておりません。したがって、また、県でも全体的な枠といたしましては——ちょっと、今、資料を持ち合わせておりませんが、総合的な考え方といたしましては、横浜

のメッセですか、そちらの方の兼ね合いと大体同規模ないしはそれよりちょっと上回るぐらいというような考え方を持っているようでございます。これらについて、地方公共団体がどの程度分担するのかというようなことは、これから検討されてくるという段階でございますので、この辺でご容赦を願いたいと思います。

それから、推進協議会という名称をなぜ使ったか、ゴルフ場をやるべきかどうかということがまだ疑問の多い中でどのように考えているのかということでございますが、ゴルフの必要性といたしましうか、それにつきましては、考え方といたしまして、ゴルフ場の経営については安全を確保するということはむろん必要でございますけれども、リゾート事業として安定した集客性があるというようなこと、あるいは事業の採算性、あるいは宿泊施設等への付加価値、こういったものの複合施設の一つとして考えておるということでございます。

それから、5点目の、鳥獣保護区があるが、そこに開発計画がなされているというようなことで、その辺はどう考えているのかということでございますが、あすこの土地につきましては、御案内のように野鳥の森以外は、あるいは一部自然休養村ですか、それらの土地もあるようでございますが、それ以外はほとんど個人所有の土地であるということが一つは考えられると思います。もう一つは、企業者側にとりましては、野鳥の森を除く一部を開発区域に入れたいということで計画しておるようでございますが、市といたしましては、地域の特性を生かした計画をするように現在、いろいろ調整を図っているところでございます。そんなところで、できるだけ調整が図れるものは調整を図っていくということで、今、企業者側といろいろ折衝を重ねているという段階でございます。

以上でございます。

○市長（半澤良一君） リゾート開発の基本的な考え方は、民間活力の活用ということでございます。ですから、いろんな諸施設は民間企業がやっていただく、そしてそれに対するインフラを自治体が整備する、こういうことになっているわけでございます。

民間企業のリゾート開発にあたっては、市といたしましては、海洋性

リゾートタウンという基本的構想にのっとって、しかも、総合的な複合的な施策をしてもらいたい、すなわち単にスポーツ施設だけではなくて、そのほかの居住施設とか、あるいは文化教養施設、そういうものを総合的な開発をするように指導をしているわけでございます。その中で、きのうも御答弁申し上げましたように、マリナーもありますし、ヨットハーバーもある、フィッシャーマンズワーフみたいなものもつくろうといっているわけでございます。スポーツ関係としては、ゴルフ場ももちろんありますけれども、テニスコートもつくるとか、いろんな計画が入っているわけでございますので、決して、市としてゴルフ場を中心にものを考えているわけではございません。あくまでも総合的、複合的なリゾート施設というふうに考えているところでございます。

◎経済部長（安西良一君） もう1点、質問から落として申しわけございません。いわゆる海洋性リゾートタウン構想とゴルフ場についての関係について明らかにしろというお話でございましたが、海洋性リゾートタウンの理念といたしまして、スポーツ機能を整備するということが明らかになっておりますし、その中でもテニス場、スキー場、ゴルフ場、ボウリング場あるいは野球場、水泳、ジョギング、こういったものがやってみたいスポーツの中に繰り入れられているということでございます。

以上です。

◎11番（神田守隆君） 汐入川の滅菌装置の関係については、率直に、私先ほど述べましたそういう危惧を持っております。したがって、その運用にあたっては、実際にこうしたことをやっているところもないようでありますから、慎重に影響を計りながら対応していただきたい。こういうことでこの点については了解いたします。

それから、コンベンション推進協議会の負担金については、横浜と同じ規模だということで、横浜は幾らでやるんだかわかりませんから、答えちょっとわからないんです。要するに、館山市は幾ら覚悟しなければならぬんだという話を、もう少しわかりやすく話ができないんですか。横浜はじゃあ幾らで——じゃあこういうふうに聞いたら大体わかりますか、ずばり金額は幾らぐらいだと言ってもらえば一番いいんですけれど

も、今度館山市が50万円出すという予算ですね、全体で推進協議会は幾らで、その中で50万円というのはどのくらいの規模なのか。そして、財団法人が設立された場合に全体はどのくらいの規模なのか。そして、それについて大体割合については横すべりで考えていいのかどうか。そうやっていえば大体答えられるんじゃないですか。大体、横滑りよりも多くなるのか、少なくなるのか、若干それについては見通しははっきりしないというならば、そういうことで御説明いただければいいんですけれども、そのことだったらわかるんじゃないですか。それについて、最終的に、館山市は出捐金出して参加するか、参加しないかは、またそのとき多いか少ないかは、またそのときの議論をすればいいことですから、現在、どの程度どの規模で考えておかなければならないのかということについて、もう少し——先ほどの答弁ではさっぱりわかりませんので、そういうことでお答えいただきたいと思います。

それから、リゾートの関係ですけれども、市長さんのお話で、民間が諸施設の整備をやる、そして、それに関する社会的な基盤、インフラ整備については公共的にやるんだということでありましてけれども、大事な点がまだ一つあるわけです。

一つは、規制の問題です。規制の問題をどう扱うかというのが、今度のリゾート法の一つの大きな眼目です。ということは、館山市という公共的な市の立場から自然環境を守る、館山市のよさを生かす、館山市の基本構想の考え方というものを——全面的に私は賛成だとは言いませんけれども、こういうものの中で基本構想を生かした中で整備を進めていくという点では、この規制の問題をどう扱うかというのがポイントなんです。企業の言うがままに規制を緩めてることになった場合に、最悪の事態も考えられる。しかし、これをうまく使うことによって、うまくコントロールすることによって非常にいいリゾート地として成功させていくことも可能だという点で、この規制の問題というのが大変重要だと思うんです。どこを規制して、どこを緩めるのか、こういう問題が公共的な立場である市、市長さんの腹の中では大変難しい問題だろうと思うんです。これを失敗すれば市長さんの政治責任が問われるという問題だろうと思うんです。

だから、これまでも私は聞いてくるわけですが、自然を生かすという
ようなことで、そういうリゾートだ。それはみんな賛成なんです。し
かし、その言葉は賛成だけれども、内容がどうかということなんです。
市長さんは、文化福祉都市ということを行っている中でも、どうも私は
言葉と裏腹ではないかと言うわけです。それで、館山のこの地域がほか
の地域と違う、これは安房郡が非常に特殊な——安房郡というよりも、
今度開発の対象になっている房総半島の先端部分、非常にほかの地域と
違う、館山の市街地とも違う非常に特殊な自然環境と社会環境をもっ
ているところだ、これを生かさないと手はないと思うんです。

確かに、オオウナギなんていう熱帯性の動物が、館山が黒潮に洗われ
る非常に特殊なところだということを示す、非常に大事な文化財だと思
うんです。宝だと思うんです。この地域が全国に誇り得るところだと思
うんです。これを死滅させてしまうような開発というのはやはりまずい
だろうと思うんです。それから、先ほど、坂井翁作の古墳の話もいたし
ました。この地域が黒潮にのってきた忌部氏によって開発されたという
歴史がいわれているけれども、これがどういう内容であったのかという
点では、安房神社が非常に大きな拠点とされて、それとの関係から考え
ても坂井翁作古墳の中で非常に文化程度の高い剣が出土したというこの
歴史的な事実、大変重要だ。しかし、それが壊されて、今では跡形もな
い、こういう歴史があるわけです。今後、こういうような歴史的な遺物
の出土してくる可能性もないわけじゃない。大変、この地域の文化と歴
史を語る上では大変重要なものだと思うんです。こういうものを本当に
大事にしていくというお考えあるんですか。

基本構想の中では、こういうものは大事なことだ、他の地域との差別
化ということ——差別という言葉、あまり私は……、こういうところ
でも使うのかなと思いましたがけれども、差別化ということで地域の特徴
をうたい上げることが大事だといっているわけです。そういう視点から
見た場合に、大変大事な点だと思うんです。そういう点から、市長が宝
石のように光り輝くまちだと言うのは、本当に信じていいんですか。繰
り返し、くどいようですけども、その辺のお考えをはっきりさしてほ
しいんです。それを守るという方向でこの規制の問題についても、市の

いろいろな規制の問題、規制の緩和の問題についても、場合によっては、規制をこの点については強めなきゃならぬ、緩和なんてとんでもないという場合も出てくるでしょうし、そういうことで考えていくのかどうかということなんです。

野鳥の森についても、大変、渡り鳥の関係からいって、渡り鳥の中継地点ということで、この土地以外に場所を変えるわけにいかないですね。野鳥にここをゴルフ場にするからほかに行ってくれと行って、行く野鳥はたしていますか、場所変えられないんです、どうしても。私、自然科学者でないですから、断言はできませんけれども、素人考えでもそう思いますよ、引っ越してくれというわけにいきませんから。そういう点からしても、野鳥の森を含む鳥獣特別保護区を保護するという考えに立てないのかどうか。ゴルフ場つくればだめですよ、これは明らかですから。ここに野鳥の観察舎をつくるなんていうきれいごとを言ったってだめですよ。この辺やはりどういうふうにお考えなのか。

調整を図れるものは図っていくという部長さんの話なんですけれども、どういうつもりなんですか。そういうような小手先の話をしているんじゃないんです。きちんとお答えをいただきたいと思うんです。そして、先ほどの、あくまでもこの基本構想の考え方を踏まえた中でゴルフ場計画ができてきた、あくまでもこういう考えだというお考えでしたら、それはそうだというふうにお答えください。

◎市長（半澤良一君） 昨日も御答弁申し上げましたけれども、企業には企業の論理があります。自治体には自治体の論理があるわけでございます。その論理の相矛盾するところもありますけれども、そうしたところを十分調和しながら計画を定めていく、そういう考え方にしておるわけです。

◎経済部長（安西良一君） コンベンションビューローに対する出捐金の関係につきましては、現段階では全く示されておりません。したがって、私どもとしては不明でございます。

それから、野鳥の森の関係でございますけれども、これから県等とも十分協議を重ねてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

◎ 11番 (神田守隆君) 教育長にお伺いします。

どうも市長さんのお話でも、あれで話が進みそうもありませんので、オオウナギの学術的な意義について私は繰り返しました。これは教育長さんの方ではどのようにお受け止めになっておられるのか、また坂井翁作古墳の消滅のこうした経過について、どのようなお考えを持っておられるのか、やはりこういうものの重要性について文化財として大事なことだというふうに考えますので、その辺については、教育長さんとしては、社会教育というような視点からどのようなお考えを持っているのか、お聞かせをいただきたい。

さらに、鳥獣保護特別区についてもどういうふうに考えておられるのか。私は、渡り鳥の生息という点からすると極めて重要だという点を指摘しましたがけれども、この辺についてはお考えはどうなのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

◎教育長 (福原 修君) オオウナギの件でございますが、オオウナギは昭和33年7月16日に館山市の指定の天然記念物になっております。佐野川の改修にあたりまして、教育委員会といたしましては、館山市文化財審議会に開発工事につきましての調査を依頼いたしましたら、その審議会の委員から報告がございまして、その工事を変えるような指示がございまして、それに従って工事が行われました。そのようにできるだけ保護には努めております。

現在、昭和49年6月23日にオオウナギは発見されておりまして、その後は確認されておりませんが、この報告書によりますと、河川の状況及び水質等を考慮すると生息しているのではないかと、このように文化財審議会の方々は主張されていらっしゃるようで、私たちもその言葉を信じまして、生息の可能性を信じておるわけでございます。

なお、その他、文化財の保護につきましては、開発にあたりましては必ず県教育委員会の文化課の担当官をお願いいたしまして調査をいたしまして、そして、文化財が存在をしないかの調査を十分にやっただきまして、文化財の存在がないということを確認されてから開発ということが行われているわけでございます。

したがいまして、先ほどから御指摘いただきました、何か全然文化財

の保護に関しては市は何も注意を払ってないじゃないかというように御意見をいただいておりますが、そういうことはございませんで、開発と同時に貴重な文化財は守らなければならないというようなことは、市も教育委員会も同じ歩調で努力いたしておるものでございます。

翁作の古墳がなぜそのように破壊されたのかということについて、資料を持ち合わせておりませんので、よくわかりませんが、現在、翁が作りました剣につきましては、国立歴史博物館の教授にお願いいたしまして、立派につくり上げて、現在、博物館に保存してございます。

それから、自然保護につきましては、お前の意見はどうだという御質問でございますけれども、もちろん自然の野鳥等は保護しなきゃいけませんし、生息を凶っていかなければならない、これは当然なことでございますが、開発という大きな問題もまた同時に市として考えていかなきゃいけないんじゃないか、このように考えております。最も被害の少ないような方法において、大きな方針の開発ということもまた肯定していかなくちゃいけない、このように考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（飯田義男君） 以上で11番議員神田守隆君の質疑を終わります。

次、21番議員辻田実君。御登壇願います。

（21番議員辻田実君登壇）

○21番（辻田実君） 通告いたしました5点について御質問申し上げます。

まず、最初に、第6款の農用地流動化奨励交付金の減額についてお尋ねを申し上げたいと思います。

これにつきましては、説明資料の中にございますように、対象面積1000㌥があるわけでございますけれども、これが112㌥ということで9割も減っておる。どういう事情でもってこの1000㌥が112㌥という数字に減らなければならなかったのかということについて、その理由と状況を教えていただきたいと思っております。

また、6年以上の対象のところでは1000疔、また10年以上の対象のところでは1000疔があったわけですが、制度改正によりましてこれがゼロになったわけですが、この対応はどうなったのか。

そして、ここにもあるように毎年行いまして、1000疔以上のところが10年も継続というのはどういうことなのか。6年以上の継続というのはどういうことなのか。同じところを10年間続けるということなのか。毎年切り替えだったら6年とか、10年というのはないはずなんですけれども、この耕地面積はどうかという、その内容がちょっと今までの形の中で不勉強であって申しわけないんですけれども、それらの10年も続けているものについての切り替えがどうなのかということをし少し不勉強でございまして、教えていただきたいというふうに思います。

2番目には、議案書の21疔、第7款汐入川の滅菌装置の機能と効果についてですが、これは先ほど神田議員の方の質疑の中でもっておおむね同趣旨でございまして、その部分については省かせてもらいますけれども、ここでもって2点お伺いしたいと思います。

第1点は、この予算がどうして7款の商工観光費に計上されなければならないのかということですが、当然、私は、この種の問題については第4款の衛生費の中でもって扱っていくのが本来のことであろうと思うんですが、ここのところは従来、観光費の中で、観光課でもって処理されているところに問題、また行政の運営執行についてかなり無理があるんじゃないかというように思うんですが、こちら辺はどうなのか。ひとつ御見解を聞かしていただきたい。

それから、もう一つは、大腸菌を主としたところの滅菌ということをお伺いしておりますけれども、この滅菌装置の菌としては、大腸菌、そのほかにはあるのか。どの種のもを目的にした滅菌なのか。これを今、少し——抽象的に、神田さんの質問には答えられておりますけれども、具体的にわかる範囲で……。大腸菌なら大腸菌だけで結構ですが、その他ある程度の細菌に効く、こういうことでも結構ですが、どれを目途にしているのか、それを聞きたい。

同時に、回数。1年間を通して何回ぐらい滅菌をするのか。同時に、

菌の検査は年間何回ぐらい、いつごろ——1月とか、3月とか、6月とかというのがあるんですけれども、定期検診が行われておるのか、おらないのか。どうも、私は、夏ちょっとやるだけであと全然やってないようなんですけれども、回数がどうなのかということ。通常の細菌検査というのは何の細菌検査——大腸菌なり、いろんなのがあるわけですけれども、菌の検査は行っているのかどうか、この点についてこの項でお伺いをいたしたいと思います。

3番目には、館山運動公園の整備事業の繰り延べでございましてけれども、この点につきましては、神田議員の方でもって私と全く同趣旨のものでございまして、これは省略をいたしたいと思います。

4番目に、10款の造形作品購入計画の変更についてでございまして、これにつきましては、作品の購入計画の変更による増ということになっているわけですが、どのような作品の購入予定がどのように変更になって、そしてこのような増額になったのか、その内容を少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

5番目には、通告いたしましたのは、26条の第11款中、土木施設災害復旧事業債2910万円についてということでございましてけれども、同じくこの補正予算の中には、22条の8款道路新設改良事業債1575万円があるわけですが、こうした事業に対して、きのうの質問の中でもって、市長は、起債の返済割合が予算の20%前後であるので、このことがすぐ予算を圧迫するということはないので、起債については多いという意見であるけれども問題はなかろう、こういうことを言っておったんですけれども……。しかしながら、起債総額が当初予算に近い数字にあるということについては、非常に我々といいたしましても市長の見解とはかなり違いますけれども、多過ぎる、減らさなきゃならないという見解に立っておりまして、そういう中でもって、この種のものについて起債を仰いでいくということはどういうことなのか。

一方においては、繰り上げ償還というのをやっているわけです。繰り上げ償還は少しでも起債を減らした方がいいからということでもって、余裕金が出ると減らしておる、どうもその点については私どもの方から見ると統一的に行われてないんで、その都度質問なり、その都度議案説

明について、一方では予算を少しでも減らさなきゃならないということで繰り延べを何億何億ということでもってやっていく、一方においては予算に占める起債割合がまだまだ20%程度だから通常行政に影響するほどではないので、できるだけ起債を有効的に使って事業を推進していくということ、一貫性がないように見えるんです。市長の方は一貫性を持っていると思うんですけども、我々議会側から見ると、また市民の側から見ると、その都度主義というのがあるんじゃないか。

そういう中でもって、今回の土木災害復旧にあたって起債を充当していくということは、私は起債を充てなくてもいいんじゃないか。起債は、この説明の中にありますように、据え置き期間を置いて25年間という長期のものということと、同時に8%以内ではありますけれども利息を払うわけですから、利息は払わない方がいいんですから、8%という額は大変な額でございます。総額90億を超えているわけでございますから、この8%という額になりますと何億でございますから、膨大な額になる。その利息だけでも大変な額になるわけでございますから、したがって、そういう面において私は先のことを考えて、今の市長、さらには議会としてもできるだけ借金は後の人に残さないというのが、私は市政のあり方だというふうに思っておるわけございまして、そういう意味ではこの程度のもは今までの予算執行の中において当然一般財源の中で埋めても大丈夫な額というふうに思うわけでございます。去年も4億の繰越金を出した、ことしもかなりの繰越金が出るような状況があるようでございますけれども、そうなるんだったら、そういう形で繰り越し出さなくて、この程度のものについては起債ではなくてやはり一般財源で埋めておいて、起債を少しでも減らすということをしていただろうかと思うんですけども、この起債の予算計上はどのようなメリットがあるのか、どういう考えで起債を仰がなければならないか、この点について教えていただきたいと思ひます。

以上でございます。

(市長半澤良一君登壇)

◎市長(半澤良一君) 辻田議員の御質問にお答えをいたします。

第1点は、農用地流動化奨励金の減額についての御質問でございます

が、農地流動化奨励金交付事業が今年度より農地流動化助成金交付事業に改正され、それに伴いまして、県から市町村を通じて交付対象者へ交付されていましたが、今年度より県から千葉県農業開発公社を通じて交付対象者へ交付されることになりましたために減額するものでございます。

また、県単独補助事業であります千葉県農用地利用増進特別対策事業による3年以上6年未満のものにつきましては、従来どおり市町村を通じて交付対象者へ交付されますが、当初、1000円を見込んでおりましたものが112円の実績でございましたので、それに伴いましてあわせて減額補正するものでございます。

次に、汐入川の滅菌装置に関する御質問でございますが、従来の経過がございまして、この滅菌装置は海水浴場対策ということで設置されたものでございますので、商工観光課の予算ということになっているわけでございます。

大腸菌の滅菌あるいはその検査等につきましては、部長の方から御答弁いたします。

造形作品の購入計画の変更の内容につきましては、教育長から御答弁申し上げます。

次に、第5点の土木施設災害復旧事業費についての御質問でございますが、それに関連いたしまして地方債についての御質問でございますが、今回の土木施設災害復旧事業につきましては、国における事業費の査定により額が決定されますと、災害需要という特殊な事情から、事業に要する費用の3分の2につきましては国庫補助金が措置され、さらに、残りの3分の1につきましては100%の起債が認められ、その起債の元利償還金の95%につきまして交付税で措置されることになっているわけでございますが、大変有利な制度でございまして、こうした制度を利用して財源を確保しようとするものでございます。

また、起債の問題についていろいろ御意見を承りましたけれども、従来、繰り上げ償還をしてまいりますのは、金利の高いものから償還をいたしまして、金利の安い起債をすることによって負担の軽減を図ってきたところでございます。

以上、答弁を終わります。

○民生部長（小幡清之君） 大腸菌の検査関係についてお答え申し上げますが、海水浴場開設期間中は1週間に1遍ずつ検査をしておたわけでございます。海水浴シーズン終了後は、10月に12日と26日の2回、11月に16日に1回、現在までそのような検査をしていますが、今後、この滅菌装置ができて稼働を始めましたら、やはり10日に1遍、あるいは1週間に1遍のサイクルで検査をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○教育長（福原 修君） お答えいたします。

第4点、造形作品購入計画の変更の内容についての御質問でございますが、造形作品の購入にあたりましては、毎年開催されます新制作展、二科展及び院展等に出品された芸術性の高い作品の中から、東京芸術大学教授澄川喜一氏に選定を依頼しているところでございます。今回、購入予定の作品は、芸術性はもちろん設置場所の城山公園芝生広場にふさわしいものと考え、不足する200万円の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○経済部長（安西良一君） 農用地の流動化の奨励交付金についての関係でございますが、1000円がなぜ112円になったか、その理由ということでございますが、1000円というのは一応予算化する時点で目標としているものが、各3年から6年未満のものについては1000円、あるいは6年から10年のものについても1000円ということで、10年以上についても1000円ということで、全体的に3000円というようなことで目標値を設定しておるというわけでございます。

それが、たまたま、3年から6年までの部分について、63年度契約が成り立ったものについて、貸し付けと借り受けの契約が成り立ったものについてはたまたまそれが112円だということでございます。

それから、例えば、その3段階の区分けがどうしてなっているのか、あるいは切り替えがどうなっているのかというような御質問でございましたが、この制度はいわゆる休耕地になっているものを掘り起こし、活用させるというような目的のもとに、それを奨励しようというようなこ

とで、国や県がこの事業を実施しておるわけですが、農地の貸し手あるいは借り受け手の間での契約が3年から6年、あるいは6年から10年未満、あるいは10年以上ということで、その双方の話し合いの中で当初に決められるわけですが、それによりまして補助金が幾らという形で決められてくるというようなことですが。

それから、いわゆる滅菌がどのような目的でやられるのかということですが、これはふん便性の大腸菌を殺菌するということですが、実施されるものであります。

以上です。

◎21番(辻田 実君) 最初の農用地の流動化ですけれども、当初予算の中でもって検討すればと思うんですけれども、その中にはなかなかこういう問題というのはわからないで、こういう補正が組まれたようなときに討議する筋合いだというふうに思いますので、もう一つだけ聞きたいと思うんですけれども……。

休耕地の掘り起こしとか、貸借関係の契約というのは、結局これが3年とか10年続くということは、具体的にどういうふうになるのか。続いているものについて館山の場合に3年未満のものが減る、当初1000分のもものが10分の1に減るということはちょっと考えられないんですけれども、ここら辺をもう少し具体的に教えていただきたい。

市長の答弁の中にもありましたように、これはそういう利用者がなくなったからということですが、それにしても、それにしてもなぜ当初に1000分というものを組んで、それがわからなかったのかということ——そこまでするとちょっとしつこい質問になりますけれども、何か特別の事情があったんじゃないか。それだけでは「はい、そうですか」というわけにいかない感じがしますので、そこら辺のところをもう少し詳しく教えていただきたい。

それから、7款の汐入川の滅菌装置ですが、先ほど神田議員の質疑の中にもありましたように、これはかなり公害とか、他の地域においてこの滅菌ということはあまりはやらないんじゃないか、はやらないというか中止しているところが多いんじゃないか、こういうことが指摘されまして、論議されましたが、私もそのように聞いておりま

す。

というのは、あの滅菌装置は、20年ぐらい前に設置したときに、海水浴場を開設するについては県の衛生課の検査を受けなければいけない、大腸菌の検査です。新聞に発表されるという中でもって、どうしても検査に受からないから、あの塩素滅菌をやるのと検査に通る、検査に通すために滅菌装置だという形でやったものですから、いろいろな週刊誌とか新聞、あらゆる面でもってあまりにも見え透いている、検査の前に行って、ひどいところになりますと検査の通報をスパイしてきて、保健所が来るらしいということでもって、前日の晩に海の中に塩素をまいて、検査するところの菌を減らしておいて、検査に通ったということもあったようでございまして、館山じゃございせんけれども、新聞をにぎわしたということも過去にあって、そういう形でもって抜本的な解消にならない、こういうことの中でもって館山がなごこういう形でもってやっていくということについては、私は問題であろう。

再三、館山湾の浄化の問題については、いろんな議員から何とかしなければ館山の海で泳げない、西岬から外房に行くのは当たり前だというふうになっているんですけれども、根本的な館山湾の浄化、滅菌という効果はないんで、あくまでも保健所の検査を逃れるための暫定措置。極端な場合には、本源がもうだめなものですから、滅菌で一時的に殺しても3日とか4日経てばまた大腸菌がふえてきちゃう、結局同じなんだ、そういうイタチゴッコをやっているということがあって、観光地館山、館山海岸の海水浴場という一つの館山の大きなキャッチフレーズの中で、もうそろそろこういった滅菌装置だけでもって目先をごまかす、ある面では大問題ですよ、リクルートの汚職の問題ではありませんけれども。

今までは検査だけ通ればあとは何でもいい、これは厳格にやっていったら、そのときは死ぬけれどもすぐ発生するんですから、そういう大腸菌の検査に受かっていない中で泳いでいるという実態が現実的に暴露されてくれば、大問題になりかねないということであって、今言ったところで質問するのは、この滅菌装置でもって本当に役所の方では、しかも観光課がやっていて、衛生課が専門的に取り組んで、年を通じて、根本的にこの消毒方法でもって滅菌はできるというものがあればいいんです

けれども、あくまでも観光対策、保健所の検査をごまかすための手段じゃありませんか。そんなことをやって売り出すということになれば、これは館山市の本質が問われる問題になるかと思う。

そういう意味では、こういうものは取っ払って、本当に裸で勝負する。館山の海岸は減菌だとか何とかいうことでごまかして大腸菌が少ないんじゃないだ、本当に少ないんだというくらいのものをやっていかないと、またそういうことをやってもらわないと、観光館山なんていったって見捨てられちゃいますよ。そういう面の見解はどうなのか。したがって、今度新しくそういう機械をやって効果があるなんていったって、それは検査をごまかす効果があっても本質的な海水浴場の細菌対策にはならないんじゃないかと思うんですけれども、その点についてひとつ教えていただきたい。

もう一点、時間がありませんから、これで答弁をもって終わりますけれども、交付税の見返りということで起債のものがあるということで、3分の2の部分についてその残額をということですが、これがそういかない。そして、地方交付税で95%が補てんされるということですが、これが今、国の財政事情の中でもって、補助金の見返りというのが十分達成されてない、全国市長会、市議会議長会でもってやってくれ、ことしも3年間の暫定措置が延長されようということでもって、要するに完全支給してくれということですが、これはそういう面では尻抜けになっているということじゃありませんか、現実的には。そういう制度になっているけれども、現実的に交付税の中でもってこれとこれは完全に返ったんだという保証なりそういうものがなくて、総合的な財政需要額によって算出されるどころの計算によって必要な交付金というのがプールされちゃうから、実際にこの部分がどうかということは現実的にはないんじゃないかというように思うんですけれども、この点についてひとつ具体的に教えていただきたいと思います。

以上でもって、質問を終わります。御答弁お願いします。

○経済部長（安西良一君） 農用地の流動化の関係でございますけれども、3年から10年というのがどうして続くものかというようなことでございますが、先ほども御説明申し上げましたように、契約当時に借り

手と貸し手の契約期間が3年であるのか、10年であるのか、6年であるのか、そういうことによつての区分でございまして、途中で変わるというものではございません。

それから、1000円はどのようなものかという御質問でございましたが、これは予算を立てる段階での目標数値でございます。

それから、滅菌装置の効果はどのようなものがあるのかという御質問でございましたが、昭和60年8月14日、9月2日、9月17日ということで3日間にわたりまして、県の水質保全課あるいは保健所等と合同で、河川の生物等の影響を考慮しながら、次亜塩素酸ナトリウムの液の注入量あるいは塩素滅菌による効果測定をいたしました。海への流入地点では大腸菌の除去率は100%であるということが確認されております。

それから、他市の状況といひましようか、こういったものを行っているところにつきましては、この近在では勝浦市が8カ所、そのうち5カ所が稼働しているということでございます。それから、大原町で2カ所やっているというのがわかっております。あと御宿でも錠剤による対応をしているというようなことが入っております。それから、海を渡りまして鎌倉市あたりでもやはり同じようなことを5カ所でやっているというように聞いております。

なお、その実施箇所でございますが、汐入川のみではなくて、あとほかにも予定をしておるということでございます。

以上です。

○総務部長（渡辺秀夫君） 先ほど、市長が起債のことについては答弁申し上げましたが、普通交付税の基準財政需要額で元利償還95%が計上されるということでございますから、交付税で返ってくるということでございます。

また、補助金のカットとは全く関係はございませんで、交付税の方で措置されるということをお理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（飯田義男君） 以上で、21番議員辻田実君の質疑を終わります。

以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑
ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いた
します。

委員会付託

○議長（飯田義男君） ただいま議題となっております議案第47号乃
至議案第49号の各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管
の常任委員会に付託いたします。

請願書の上程

○議長（飯田義男君） 日程第3、請願第14号乃至請願第16号を一
括して議題といたします。

委員会付託

○議長（飯田義男君） ただいま議題となりました各請願は、12月9
日議会運営協議会開催までに受理したものであります。

お手元に配付の請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたし
ます。

議長の報告

○議長（飯田義男君） なお、この際御報告いたします。

12月9日議会運営協議会開催までに受理した陳情書は、お手元に配
付の陳情送付表のとおり、所管の常任委員会に送付いたしましたので、
御報告いたします。

延 会 午前11時55分

○議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思えます。これに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれに

て延会することに決しました。

なお、明17日から22日まで委員会での議案審査のため休会、次会は12月23日午前10時開会とし、その議事は、議案第43号乃至議案第49号等に係る委員会での審査の経過及び結果の報告、討論、採決といたします。

この際、申し上げます。各議案等に対する討論通告の締め切りは、12月23日午前9時でありますので、申し添えます。

◎本日の会議に付した事件

- 1 議案第43号乃至議案第49号
- 1 請願第14号乃至請願第16号